

安全保障技術研究推進制度実施要領

（目的）

第1 この要領は、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「研究開発訓令」という。）第24条及び安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金交付要綱（令和7年防衛省訓令第14号。以下「補助金交付要綱」という。）第26条の規定に基づき、安全保障技術研究推進制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2 この要領における用語の意義は、研究開発訓令及び補助金交付要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究機関等 補助金交付要綱第3条第1号に掲げる研究機関及び民間企業をいう。
- (2) 研究者等 研究機関等に所属し、かつ、当該研究機関等が行う研究活動に職務として現に従事している者をいう。
- (3) 研究テーマ 防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、民生技術に関する革新的・萌芽的な基礎研究を募るために研究者等及び研究機関等に対して長官が提示する題目のことをいう。
- (4) 研究課題 研究テーマを解決するための研究者等又は研究機関等からの提案をいう。
- (5) 研究事業 研究の委託又は補助金の交付の対象となる研究課題に係る事業をいう。
- (6) 競争的研究費 府省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（「競争的資金」とされていたものを含む。）をいう。
- (7) 関係府省等 競争的研究費を運営する府省及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）をいう。

（業務計画）

第3 研究開発訓令第11条に規定する長官の指定する者は防衛イノベーション科学技術研究所長（以下「イノベ研長」という。）とし、同条に規定する年度業務計画の案（以下「年度業務計画案」という。）を作成又は修正するものとする。

2 イノベ研長は、当該年度業務計画案を作成又は修正した場合は、技術戦略部長に送付するものとする。

（公募の実施）

第4 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、毎年度、研究課題の公募を行うものとする。

2 研究課題の公募は、防衛装備庁ホームページ等を活用し、研究者等及び研究機関等に対して広く周知するよう努める。

3 研究課題の公募にあたっては、研究テーマ、応募資格、審査の概要及び採択後の手続き等を規定した公募要領を定めた上で実施するものとする。

なお、次の各号に該当する場合には、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行うことがある旨を公募要領に規定するものとする。

- (1) 同一の研究者等による同一の研究課題（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費が不必要に重複して配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合（以下「不合理な重複」という。）

ア 同一の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

イ 既に採択され、配分済の競争的研究費と同一の研究課題について、重複して応募があった場合

ウ 複数の研究課題の間で、競争的研究費の用途について重複がある場合

エ その他これらに準ずるものと長官が認めた場合

- (2) 同一の研究者等又は研究グループに当該年度に配分される競争的研究費全体が、効果的、かつ、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合（以下「過度の集中」という。）

ア 同一の研究者等又は研究グループの能力や研究実施計画に照らして、過大な競争的研究費が配分されている場合

イ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者等の全仕事時間に対する当該研究課題に係る研究の実施に必要なとする時間の配分割合のことをいう。以下同じ。）に照らして、過大な競争的研究費が配分されている場合

ウ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

エ その他これらに準ずるものと長官が認めた場合

- 4 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公募要領に規定するものとする。

- (1) 本制度を含む国の予算による競争的研究費の応募又は受入状況を明らかにするため、応募者は、次のアからカまでの事項について応募書類に記載すること。

ア 応募中又は研究費を受け入れている国の予算による競争的研究費の制度名

イ 研究課題

ウ 実施期間

エ 予算額

オ エフォート

カ その他長官が必要と認める事項

- (2) 前号に規定する応募書類について、事実と異なる記載をした場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあること。

- (3) 研究課題の採択の前に、応募に係る次のアからカまでの情報を関係府省等で共有すること。

ア 研究者等の氏名

イ 研究者等が所属する機関名

ウ 研究課題名

エ 研究課題の概要

オ 応募者が提示した予算額

カ その他不合理な重複及び過度の集中を排除するために関係府省等と共有する必要がある情報

- (4) 応募者は、第10第1項及び第11第1項に規定する指針の遵守をあらかじめ承諾して応募すること。

- (5) 応募者は、本制度において配分する競争的研究費の不正使用若しくは不正受給又は本制度における研究活動の不正行為を行った場合は、防衛装備庁による是正的措置又は制裁的措置が行われることについて、あらかじめ承諾して応募すること。
- (6) 応募者は、本制度において「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和４年９月３０日閣議決定）及び研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（令和７年１２月研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）（以下「基本指針及び手順書」という。）に基づく研究セキュリティの確保に関する取組が実施されることについて、あらかじめ承諾して応募すること。

（研究課題の採択）

- 第５ 長官は、研究課題を採択するにあたり、あらかじめ、第１５第１項に規定する安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）の審査（以下単に「審査」という。）に付すものとする。
- ２ 長官は、審査の結果に基づき、研究の委託又は補助金の交付の対象となる研究課題を採択するものとする。
- ３ 長官は、前項の研究課題の採択を行った場合は、速やかに当該研究課題に応募した者に対し、採択結果を通知するものとする。

（事実と異なる応募書類の提出に係る措置）

- 第６ 長官は、事実と異なる応募書類の提出が行われたと認められた場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行うものとする。ただし、軽微な形式上の不備であって補正することができると認められる場合はこの限りではない。
- ２ 長官は、前項の不採択、採択取消し又は減額配分を行おうとする場合には、あらかじめ、委員会の審議に付すものとする。

（不合理な重複と過度の集中に係る措置）

- 第７ 長官は、応募書類、関係府省等からの情報その他の情報により、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行うものとする。
- ２ 長官は、前項の不採択、採択取消し又は減額配分を行おうとする場合には、あらかじめ、委員会の審議に付すものとする。
- ３ 第１項の措置の検討にあたっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者等がより多くの競争的研究費や研究課題を獲得することも考えられることから、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないということに十分留意するものとする。

（研究セキュリティの確保に関する取組）

- 第８ 長官は、基本指針及び手順書に基づく研究セキュリティの確保に関する取組を実施するものとする。

（研究の委託及び補助金の交付）

- 第９ 採択した研究課題については、次の第１号又は第２号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 委託費について、イノベ研長が定めるところによる研究機関等との委託契約の締結による研究の委託
- (2) 補助金について、補助金交付要綱の定めによる研究者等への補助金の交付。
なお、補助金交付要綱第6条第3項に規定する防衛装備庁長官が指定する予算上の措置による研究は、防衛省・防衛装備庁における科学技術関係予算による研究とする。
- (3) 補助金の概算払について、補助金交付要綱第13条第2項に規定する防衛装備庁長官が別に定める様式は、別紙様式第1及び付紙のとおりとする。

(競争的研究費の不正使用等への対応)

- 第10 本制度において配分する競争的研究費について、配分先研究機関等において不正使用及び不正受給（以下「不正使用等」という。）を防止し、競争的研究費の不正使用等に適切に対応するための指針は、イノベ研長が別に定めるものとする。
- 2 イノベ研長は、防衛装備庁による競争的研究費の不正使用等への対応の取組について内外に明らかにするため、防衛装備庁ホームページを活用して、指針を公開するものとする。

(研究活動における不正行為への対応)

- 第11 本制度において配分する競争的研究費によって行われる研究活動における不正行為を防止し、これに適切に対応するための指針は、イノベ研長が別に定めるものとする。
- 2 イノベ研長は、防衛装備庁による不正行為への対応の取組について内外に明らかにするため、防衛装備庁ホームページを活用して、指針を公開するものとする。

(研究成果の報告)

- 第12 研究成果の報告については、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 長官は、研究代表者に対して、委託費について、研究事業が完了した日の翌日から起算して2月を経過する日（研究事業の廃止を承認したときは、当該承認の通知を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日）又は研究事業が完了した日の属する年度の翌年度の5月31日のいずれか早い日までに、研究事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を別紙様式第2により提出させるものとする。委託契約の締結に係る国の会計年度が終了した場合も、同様とする。
 - (2) 補助金交付要綱第14条に規定する防衛装備庁長官が別に定める様式は、別紙様式第3のとおりとする。

(研究事業の評価)

- 第13 長官は、第9による措置をした研究事業について、終了時、及び期間が3年を超える研究事業の評価については中間時に、委員会の評価に付すものとする。
- 2 長官は、前項に規定するもののほか、実施中の研究事業の進捗状況を踏まえ、必要があると認めるときは、委員会の評価に付することができるものとする。
- 3 長官は、前2項の評価の結果を受け、評価の対象となった研究事業に対して、必要な措置を行うことができるものとする。
- 4 長官は、第1項又は第2項の評価の結果を受け、評価の対象となった研究事業

の代表者にその結果を通知するものとする。その際、前項の措置を行う場合には、当該措置を併せて通知するものとする。

(運用体制)

- 第14 長官は、本制度の運用を統括させるため、プログラムディレクターを指定するものとする。
- 2 長官は、研究事業ごとに、アドバイザーを指定するとともに、必要に応じて、アドバイザー補佐を指定するものとする。
- 3 アドバイザーは、プログラムディレクターの指示を受けて、研究事業の進捗を管理するものとする。

(安全保障技術研究推進委員会)

- 第15 本制度の実施に関し、独立性、公平性及び透明性を確保しつつ第5に規定する審査、第6及び第7に規定する審議又は第13に規定する評価（以下「審査等」という。）を行うため、防衛イノベーション科学技術研究所（以下「イノベ研」という。）に、安全保障技術研究推進委員会を置く。
- 2 長官は、前項の審査等に加え、必要に応じて、本制度に係る事項について、委員会に付すことができる。
- 3 委員会は、イノベ研長が委嘱する有識者をもって構成する。
- 4 委員会に委員長を置き、委員会の構成員の互選により選任する。
- 5 委員長は、委員会を主宰し、委員会が審査等した結果について、長官に報告する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、イノベ研長を通じて、技術戦略部及び施設等機関等の職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料を提出させる等必要な協力を求めることができるものとする。
- 7 委員会の庶務は、イノベ研プログラム管理官において処理する。

(事務処理)

- 第16 本制度に関する事務は、イノベ研プログラム管理官において処理する。

(経過措置)

- 第17 この要領の施行の際現に安全保障技術研究推進制度実施要領について（装技振第2号。27. 10. 1）（以下次項から第5項までにおいて「旧要領」という。）の規定により採択された研究課題については、この要領第5第2項の規定による長官が採択した研究課題とみなす。
- 2 この要領の施行の際現に旧要領の規定により置かれていた安全保障技術研究推進委員会において決定された事項については、この要領の規定により置かれる安全保障技術研究推進委員会において決定された事項とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定により置かれていた安全保障技術研究推進委員会の構成員である者は、この要領第15第3項の規定による委員会の構成員として委嘱されたものとみなす。
- 4 この要領の施行の際現に旧要領の規定により置かれていた安全保障技術研究推進委員会の委員長である者は、第15第4項の規定により委員長として選任されたものとみなす。
- 5 この要領の施行の際現に旧要領の規定により置かれていたプログラムオフィ

サーは、この要領第14第2項の規定によるアドバイザーとして指定されたものとみなす。

(委任規定)

第18 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、技術戦略部長が定めるものとする。